

小山市立旭小学校

「いじめ防止基本方針」

改定 令和 3年 6月

小山市立旭小学校「いじめ防止基本方針」〈目次〉

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

- (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念
- (2) いじめの定義
- (3) いじめの理解
- (4) いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - ア いじめの防止
 - イ いじめの早期発見
 - ウ いじめへの対処
 - エ 家庭や地域との連携
 - オ 関係機関との連携

2 いじめ防止等のための施策

- (1) 旭小学校「いじめ防止基本方針」の策定
- (2) 本校の取組
 - ア いじめの未然防止のための具体的な取組
 - イ 教育相談体制, 児童指導体制の整備
 - ウ 校内研修の充実
 - エ その他
- (3) いじめの防止等の対策のための組織
- (4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置
 - ア いじめの未然防止
 - イ 早期発見・早期対応
 - ウ いじめに対する措置

3 重大事態への対処

- (1) 重大事態の発生と報告
 - ア 重大事態の意味
 - イ 重大事態の報告
- (2) 重大事態の調査
 - ア 調査の趣旨及び調査主体
 - イ 調査を行うための組織
 - ウ 事実関係を明確にするための調査の実施
- (3) 調査結果の提供及び報告
 - ア 調査結果の提供
 - イ 調査結果の報告
- (4) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置
 - ア 再調査
 - イ 再調査の結果を踏まえた措置等

4 取組の評価・検証

Ⅰ いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての児童に係る問題である。いじめの防止等のための対策は、すべての児童が、学校の内外を問わず、安心して生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにすることである。

この基本理念のもと、いじめの防止等の対策は、いじめられた児童の生命・心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、学校や教育委員会、家庭、地域、その他の関係諸機関との連携の下、いじめの問題の克服を目指して行わなければならない。

そこで、本校ではこれまでの取組を踏まえ、小山市立旭小学校「いじめ防止基本方針」を改定し、取組の一層の充実と、日常化を図っていくものである。

(2) 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響をあたえる行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（いじめ防止対策推進法第2条第2項）

「一定の人間関係」とは

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾やスポーツクラブ等、当該児童が関わる仲間や集団における人的関係を指す。

「物理的な影響」とは

身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることを意味する。けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

本校における具体的な「いじめ」の態様

ア 冷やかしかからかい、悪口やいやなこと、脅し文句を言われる。

(ア) 身体的、動作について不快なことを言われる。

(イ) 嫌なあだ名をつけられる、しつこく呼ばれる。

(ウ) 存在を否定される。

イ 仲間はずれ、集団によって無視される。

(ア) 対象児童が来ると、その場からみんな離れていく。

(イ) 席を離される。

(ウ) 遊びやチームに入れない。

ウ 日常軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。

(ア) 身体をこづかれたり、執拗にたたかれたりする。

(イ) 殴られる・蹴られるが繰り返される。

(ウ) 遊びと称して対象児童が技等をかけられる。

エ 金品をたかられたり、ものを隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

(ア) 脅され、金品をとられる。

(イ) 写真や鞆、靴等を傷つけたり、隠されたりする。

オ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

(ア) 靴に画鋲やガム等に入れられる。

(イ) 万引や恐喝を強要される。

(ウ) みんなの前で衣服を脱がされる。

(エ) 教師や大人の前で暴言を吐かされる。

カ パソコンやスマホ等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(ア) パソコンやスマホ等の掲示板、ブログに恥ずかしい情報をアップされる。

(イ) いたずらや脅迫のメールを送られる。

(ウ) SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等のグループから故意に外される。

いじめには多様な態様があることを踏まえ、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈せず、様々な要因を探ることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察したり、周囲からの客観的な情報を収集したりする等して確認する。

(4) いじめ防止等に関する基本的な考え方

ア いじめの未然防止

いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめの問題の根本的な克服のためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点からの指導が重要である。すべての児童を、いじめを許さない、心の通う人間関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

そのため、学校教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など心の通う人間関係を構築する能力素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むことに加えて、すべての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを進めることが、未然防止の観点からも必要である。

さらに、いじめ問題への取組の重要性について、学校や教育委員会、家庭、地域が一体となって取組を推進する必要がある。

イ いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり、軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケートや教育相談の実施、スクールカウンセラー(SC)や学校相談員等との連携、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを相談しやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童を見守ることが必要である。

ウ いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、「学校いじめ対策組織（児童指導委員会）」を中心に対処を行い、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処のあり方について理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応のための体制整備が必要である。

エ 家庭や地域との連携

「地域とともにある学校づくり」を進める中で、一層社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域住民との連携・協力を図る。

そして、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるような体制の構築に努める。

オ 関係機関との連携

いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、警察や県南児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関などと適切な連携を図る。

2 いじめの防止等のための施策

(1) 旭小学校「いじめ防止基本方針」の策定

法第13条により本校では、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、校長のリーダーシップの下、全校で協力体制を構築し、教育委員会と適切な連携の上、実情に応じた対策を講じる。また、「いじめ対策アクションプラン」についても、本校「いじめ防止基本方針」の内容に準じるものとする。

(2) 本校の取組

ア いじめ未然防止のための具体的な取組

(ア) 「いじめは絶対に許されない」との視点の下、「いじめはあるに違いない」との視点を持ち、教育活動全体を通じて、いじめの未然防止・早期解決に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう指導方針を定める。

(イ) 各教科等の時間の充実と指導内容の重点化を図る（学業指導の充実）。

(ウ) 各行事や体験的活動等を通じて、望ましい集団づくりを図る。

(エ) インターネット上でのいじめの未然防止のために、児童や保護者に対して情報モラルについての指導・啓発を行うことにより、書き込みの内容によっては、個人情報漏洩や名誉毀損等にあたるといった、法律上の面からの指導を行ったりする。

イ 教育相談体制、児童指導体制の整備

(ア) 児童指導委員会を基盤とし、「いじめ対策委員会（学校いじめ対策組織）」を組織し、指導体制の充実を図るとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解消につなげる。

その際、SC・SSW・生活相談員等も必要に応じて委員会に加える。

- (イ) いじめに関する実態把握や情報収集のために、定期的に教育相談期間やアンケートを実施することにより、児童の心の変化の把握に努める。
- (ウ) SCや生活相談員等と気軽に相談できる体制の構築に努める。
- (エ) 警察・児童相談所、医療機関との連絡担当者を明確にし、迅速に対応できる体制の構築に努める。
- (オ) いじめの未然防止・早期発見・早期対応・早期解決に向けて得られた情報は、速やかに共有し、全職員が組織的に対応できる体制を構築する。

ウ 校内研修の充実

- (ア) 「いじめ防止基本方針」の理解をはじめ、適切な初期対応がとれるよう、教職員の資質の向上を図るための研修等を計画的に実施する。
- (イ) 教職員による暴言や体罰等の未然防止を図る研修を実施する。

エ その他

- (ア) 「いじめ防止基本方針」が実態に即して機能しているか、「いじめ・不登校対策委員会」を中心に、定期的に点検し、必要に応じて見直すPDCAサイクルを「いじめ防止基本方針」に位置付ける。
- (イ) いじめ防止等について、児童の意見を取り入れるなど、児童が参画できる場を設定する。
- (ウ) 「いじめ防止基本方針」・「いじめ防止アクションプラン」については、旭小学校HP等で公開し、地域に周知する。

(3) いじめの防止等の対策のための組織

いじめの未然防止・早期発見・早期対応・早期解消を実効的に行うために対応の中核となる常設の「いじめ・不登校対策委員会(児童指導委員会)」を組織する。この組織には、必要に応じてSC・SSW・学校教育相談員・小山市青少年相談室職員・児童相談所職員・小山市警察署・医療機関等外部専門家を交えることができるようにする。

当該組織は、旭小学校がいじめ問題に取り組むにあたり、以下の中核的な役割を担うものとする。

- ア いじめが起きにくい、いじめを許さない環境作りを行う役割
- イ 旭小学校「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の「P(作成)・D(実行)・C(検証)・A(修正)」を行うための中核としての役割
- ウ いじめの相談・通報の窓口・いじめの疑いに関する情報、問題行動に関する情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの情報の迅速な共有とともに、関係ある児童に対するアンケート・聞き取り調査等による事実関係の把握と、いじめか否かの判断を行う役割
- オ 被害児童・加害児童に対する支援体制、対応方針及び保護者との連携等組織的に対応するための役割
- カ 旭小学校「いじめ防止基本方針」が適切に機能しているかの点検、見直しをするPDCAサイクルを運用する役割

(4) 旭小学校におけるいじめの防止等に関する措置

ア いじめの未然防止

- (ア) 学校には「学校管理下において児童の心身の安全を守る責務があること」を全職員が共通認識する。
- (イ) いじめの防止に関する考え方や方針等を児童、保護者、地域等に提示し、「いじめ防止基本方針」に沿った取組を実践する。
- (ウ) いじめは「どの児童にも、どの学校においても起こりうる」という考えの下、常に危機意識をもって全教育活動に取り組む。
- (エ) 「いじめゼロ子どもサミット」開催日を含む週を「いじめ防止強調週間」と位置付け、「自らの力でよりよい学校を作る」という意識をもって、主体的にいじめの問題について考え、未然防止に資する積極的な活動に取り組ませる。

イ 早期発見・早期解決

- (ア) 旭小学校は、定期的なアンケート調査や個人面談の実施等により、いじめの実態把握に努めるとともに、児童がいじめを相談しやすい体制を整える。
また、知り得た情報を速やかに関係職員で共有し、早期解決につなげるようにする。
- (イ) 児童の言動をつぶさに観察し、ささいな兆候であっても「いじめではないか」との認識をもち、早期の段階から適切に対応する。
- (ウ) いじめを認知したときは、校長のリーダーシップのもと、「いじめ対策委員会(児童指導委員会)」を中心に、役割分担を明確にし、速やかに対応する。

ウ いじめに対する措置

- (ア) 当該組織が情報の収集と記録、共有を行い、事実関係の把握に努める。その上で、いじめであるか否かの判断を組織的に行う。
なお、対応が不要であると個人で判断してはならない。
- (イ) いじめの認知を重く受け止め、まずはいじめられた児童を守り通すことを徹底する。いじめた児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- (ウ) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとに対応に取り組む。
- (エ) いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の条件を満たしている必要がある。
ただし、以下の条件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

・いじめに関わる行為が相当期間止んでいること

いじめられた児童に対する心理的または物理的な影響をあたえる行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

ただし、いじめ被害の重大性から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会、または「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

学校の職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめられた児童・いじめた児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

行為が止んでいない場合には、改めて相当の期間を設定し、状況を注視する。

・いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめられた児童が、いじめの行為による心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめられた児童及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを、面談等により確認する。

旭小学校は、いじめが解決に至っていない段階では、いじめられた児童を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保する責任を有する。

「いじめ対策委員会(児童指導委員会)」においては、いじめが解決に至るまで、いじめられた児童の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、教職員は、いじめられた児童といじめた児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれている。これらについては、教育的な配慮や、いじめられた児童の意向をを配慮しつつ、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携し対応する。

いじめに対する措置

- 言葉によるからかい
担任・学年主任で対応して解決を図る。保護者へ連絡する。
- 仲間はずれ・悪口・陰口
担任・学年主任・児童指導担当・管理職がはいり、保護者も交えて指導する。状況に応じて教育委員会に報告する。
- 暴言・誹謗中傷行為(「死ね」等の書き込み)、脅迫行為や強要行為等
児童指導担当・管理職が、警察・児童相談所等の関係機関と連携して、計画的に指導する。保護者へ強く働きかける。教育委員会に報告する。
- 重い暴力行為や傷害行為・悪質な脅迫、強要や恐喝
警察へ相談や通報する。教育委員会とも連携をする。出席停止の措置をとる場合、関係機関と連携して当該児童に対して必要な指導を組織的に行う。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と報告

(学校の設置者又はその設置者による対処)

法第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という)に対処し、および当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校のもとに組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該小学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ア 重大事態の意味

重大となる案件については、法第28条一項に記載されており、各号に規定する児童の状況に居たる要因が、当該児童に対して行われていること、また、第1号の「生命・心身または財産に重大な被害」については、いじめられた児童の状況に着目し、例えば、児童が自死を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等のケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

なお、いじめられた児童や保護者からの申し出があったときは、学校が「いじめの重大事態」とは言えないと判断しても、重大事態が発生したものとして、報告・調査にあたる。調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は、教育委員会を通じて、市長へ事態発生について報告する。

(2) 重大事態の調査

ア 調査の趣旨及び調査主体

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

この際、因果関係の特定を急がずに、客観的な事実関係を速やかに調査する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導や適切な支援を行う。

法第28条第3項第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

イ 調査を行うための組織

教育委員会または学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかにそのもとに組織を設けるものとする。この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、臨床心理士等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者（第三者）とし、当該調査の公平性・中立性を確保するように努

める。教育委員会が調査を行う際には「小山市いじめ問題専門委員会」を招集し、これが調査にあたる。

また、学校が調査の主体となる場合、調査の迅速化を図るため、「児童指導委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な人物を加えて「いじめ対策委員会」を設置し、調査を実施する。

ウ 事実関係を明確にするための調査の実施

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、教育委員会と学校が事実に向き合うことで、当該重大事態への対処や同種の事態の発生を防止するために行う。

(ア) いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問票調査や聴き取り調査など行う。この際、質問票の使用にあたり個別の事案が広く明らかになり、いじめられた児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等、いじめられた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先した調査実施が必要である。

調査により事実関係の確認とともに、いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況に応じ、学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

(イ) いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問票調査や聴き取り調査等を行う。

児童の自死という事態が起こった場合の調査のあり方については、「栃木県いじめ防止基本方針」（平成29年12月 4(2)③）並びに「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月 文科省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

(ウ) その他の留意事項

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童の就学校の指定変更、区域外就学等、いじめられた児童の支援のため弾力的な対応を検討する。

(3) 調査結果の提供及び報告

ア 調査結果の提供

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

法第28条第2項学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係わるいじめをうけた児童及びその保護者に対し、当該調査に係わる重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

教育委員会または学校は、いじめられた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめられた児童やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供にあたっては、教育委員会または学校は、児童のプライバシー保

護に配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮し、適時・適切な方法で経過報告等、情報提供を行う。ただし、いたずらに個人情報を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問票調査を実施する場合、それによって得られた結果を、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを、あらかじめ調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

- イ 調査結果の報告 調査結果については、教育委員会より小山市長に報告する。上記アの説明の結果を踏まえて、いじめられた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめられた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供をうけ、調査結果の報告に添えることができる。そのことを、あらかじめいじめられた児童・保護者に対して伝えなければならない。

(4) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

ア 再調査

(市立の学校に係わる対処)

法第30条第2項前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係わる重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、付属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

上記(3)イの報告を受けた市長は、当該報告に係わる重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査(以下「再調査」という)を行うことができる。

再調査を行うにあたっては、専門的な知識又は経験を有する第三者による「小山市いじめ問題専門委員会」を設けて調査を進める。再調査についても、教育委員会又は学校等による調査同様、再調査の主体である市長は、いじめられた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係わる重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告するが、その際、報告内容については、個々の事案に応じ、個人のプライバシーに対して十分配慮する。

4 取組の評価・検証

旭小学校は、いじめ防止等に向けた取組について、学校評価を用いて検証し、その結果を教育委員会及び保護者・地域に報告するとともに、次年度の計画作成に活かす。